

交通対策事業の取扱いについて

交通対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年2月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

交通対策事業の取扱いについて

地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。
コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、新市において調整する。

平成16年3月11日確認 大野郡5町2村合併協議会